民法(債権関係)の改正に関する検討事項(15)

第1 消費者・事業者に関する規定

1 総論(消費者・事業者に関する規定の可否等)

従来は、民法には全ての人に区別なく適用されるルールのみを規定すべきであるとの理解もあったが、民法の在り方についてこのような考え方を採る必然性はなく、むしろ、市民社会の構成員が多様化し、「人」という単一の概念で把握することが困難になった今日の社会において、民法が私法の一般法として社会を支える役割を適切に果たすためには、「人」概念を分節化し、消費者や事業者に関する規定を民法に設けるべきではないかという指摘がある。

具体的には、消費者を「事業活動以外の活動のために契約を締結する個人」、 事業者を「法人その他の団体及び事業活動のために契約を締結する個人」と定 義した上で、後記2以下に掲げるように、民法に消費者契約に関する特則及び 事業者に関する特則を設ける考え方が示されているが、このような考え方につ いて、どのように考えるか。

これらの点を含め、民法における「人」の概念の見直しに当たっては、どのような点に留意して検討すべきか。

(注)以下においては、民法に消費者や事業者に関する特則を設けることの要否について の今後の議論の参考に供するため、仮に特則を設けるとした場合に、具体的にどのよ うな規定を設けることが考えられるかを見通しておくことを目的として、消費者契約 に関する特則、契約当事者の一方が事業者である場合の特則、事業者間契約に適用さ れる特則のそれぞれについて、検討を進めることとする。

2 消費者契約の特則

民法に消費者や事業者に関する特則を設けることを前提に、消費者契約(消費者と事業者との間の契約)に適用される特則として、例えば、消費者契約を不当条項規制の対象とし、消費者契約に適用される固有の不当条項リストを定める規定、債権の消滅時効期間の合意による変更を認めない旨の規定、賃借人が消費者である場合に、賃貸借終了時における原状回復義務の範囲に関する規定を強行規定とする旨の規定、消費貸借における借主や寄託における寄託者が消費者である場合に、事業者である契約の相手方に対して損害賠償義務を負う場面を制限する規定などを設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

3 事業者に関する特則

(1) 事業者間契約に関する特則

民法に消費者や事業者に関する特則を設けることを前提に,事業者と事業者との間の契約に適用される特則として,債務不履行に基づく催告解除や定期売買の解除の要件を一般原則に比べて緩和する旨の規定,事業者間の売買において受領拒絶等があったときの売主の自助売却の要件を緩和し,一定の場合に任意売却ができるものとする規定などを設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(2) 契約当事者の一方が事業者である場合の特則

契約の一方当事者が事業者である場合を対象として、他方当事者が消費者であるか事業者であるかを問わずに適用される特則を民法に設けるものとする考え方が提示されている。具体的には、事業者が債権者であるときの債務の履行場所について特則を設けること、事業者の行為について申込みの推定規定を設けるほか、事業者が申込みとともに受領した物品の保管義務を課する規定、契約当事者である事業者に目的物の検査義務を課し、瑕疵を知り又は知ることができた時から合理的な期間内に相手方に通知しなかった場合にはこれに基づく救済を受けられないとする規定、受任者等の役務提供者の注意義務は無償であっても軽減されないとする規定、宿泊事業者が宿泊客の物品についての特別の責任を負う旨の規定を設けるべきであるとする。

このような考え方について、どのように考えるか。

(3) 事業者が行う一定の事業について適用される特則

営利を目的としないため商法の適用がないとされている主体にも、実質的には商人と同様の事業を行うものがあり、商法の規定の中にはこれらの主体に適用するのが合理的であると考えられる規定があると言われている。他方、これらの規定の中には事業者が行う事業一般に適用するのでは適用対象が広すぎると考えられるものもある。そこで、反復継続する事業であって、収支が相償うことを目的として行われているものを指す「経済事業」という概念を設け、これによって事業者に適用される規定の適用範囲を画する考え方が提示されている。具体的には、一定の場面で事業者が経済事業の範囲内で債務を負担するとする規定、事業者が経済事業の範囲内で受任者等になった場合には有償が原則であるとする規定、事業者が経済事業の範囲内で受寄者となった場合は無償であっても注意義務が軽減されないとする規定などを設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

第2 規定の配置

全5編という民法典の編の構成は維持することを前提とした上で、民法のうち債権関係の規定の見直しに伴い、これらの規定の配置についても見直すべきであるという考え方がある。

具体的な提案としては、これまでの個別論点の検討において議論されたもののほか.

- ① 第1編第5章(法律行為)の規定を,第3編債権に置くべきであるという 考え方
- ② 第1編第7章(時効)の規定のうち債権の消滅時効に関するものを,第3編債権に置くべきであるという考え方
- ③ 第3編債権のうち第1章の債権総則と第2章第1節の契約総則の各規定を、契約に関する規定をまとめるという観点から統合して再編するという考え方
- ④ 第3編第1章第1節(債権の目的)の規定を、この編の冒頭に一括して配置する必要はなく、適切な場所に配置し直すべきであるという考え方
- ⑤ 第3編第2章第2節以下に規定された典型契約の配列について、同種の契約類型内においては有償契約を先に規定すべきであるという考え方などが示されているが、どのように考えるか。

また、これらの点も含めて、民法のうち債権関係の規定の配置について、留 意すべき点はあるか。

第3 その他

民法(債権関係)の改正に関する検討事項として,これまでの審議で取り上げられてきたもののほか,検討すべき事項はあるか。また,どのような点に留意する必要があるか。